



平成 20 年 10 月 23 日

各 位

会 社 名 株式会社ラウンドワン  
代表者の役職名 代表取締役社長 杉野 公彦  
(コード 4680 東証第 1 部・大証第 1 部)  
問 合 せ 先 常務取締役管理本部長 西村 孝之  
電 話 番 号 0 7 2 - 2 2 4 - 5 1 1 5

## 株式の分割および単元株制度の採用ならびに

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 20 年 10 月 23 日開催の取締役会において、平成 21 年 1 月に予定されている振替制度への移行（株券電子化）に伴い端株の整理を行うため、株式の分割の実施および単元株制度の採用ならびに定款の一部変更を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。この株式の分割および単元株制度の採用により、株券電子化後、端株は単元未満株として存続することとなります。

#### 記

#### 1. 趣旨

平成 21 年 1 月に予定されている「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成 16 年法律第 88 号）（以下「決済合理化法」といいます。）の施行による振替制度への移行（株券電子化）に伴い、この制度の取扱対象外とされている端株の整理を行うため、株式を分割するとともに単元株制度を採用いたします。

なお、この株式の分割および単元株制度の採用に伴う投資単位の実質的な変更はございません。

#### 2. 株式の分割

##### (1) 分割の方法

決済合理化法の施行日の前々日を基準日として、同日の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主（同日の最終の端株原簿に記載または記録された端株主を含みます。）の所有株式を、1 株につき 100 株の割合をもって分割します。

##### (2) 分割により増加する株式数

株式分割前の当社発行済株式総数	632,413.54 株
今回の分割により増加する株式数	62,608,940.46 株
株式分割後の当社発行済株式総数	63,241,354 株
株式分割後の発行可能株式総数	249,700,000 株

##### (3) 株式分割の日程

基 準 日	決済合理化法の施行日の前々日
効力発生日	決済合理化法の施行日の前日

(注) 決済合理化法の施行日を実務界で実施目標日とされている平成21年1月5日(月)と仮定すると、基準日は平成21年1月3日(土)、効力発生日は平成21年1月4日(日)となります。

なお、この場合、当社株式は平成20年12月25日(木)から平成20年12月30日(火)まで、東京証券取引所、大阪証券取引所において売買停止となります。

### 3. 単元株制度の採用

#### (1) 新設する単元株式の数

上記「2. 株式の分割」の効力発生を条件として、決済合理化法の施行日の前日をもって単元株制度を採用し、単元株式数を100株とします。

#### (2) 新設の日程

効力発生日 決済合理化法の施行日の前日

(注) 決済合理化法の施行日を実務界で実施目標日とされている平成21年1月5日(月)と仮定すると、効力発生日は平成21年1月4日(日)となります。

### 4. 定款の一部変更について

上記「2. 株式の分割」および「3. 単元株制度の採用」に伴い、会社法第184条第2項および第191条の規定に基づき、当社定款を以下のとおり一部変更いたします。

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
(発行する株式の総数) 第6条 当社の発行可能株式の総数は、 <u>2,497,000株</u> とする。	(発行する株式の総数) 第6条 当社の発行可能株式の総数は、 <u>249,700,000株</u> とする。
(株券の発行) 第8条 当社の株式については、株券を発行する。 (新設)	(株券の発行) 第8条 当社の株式については、株券を発行する。 <u>② 当社の単元株式数は、100株とする。</u>
(新設)	<u>附則</u> (効力発生日) 第1条 <u>第6条および第8条第2項の定款変更の効力発生日は、平成20年10月23日開催の取締役会決議に基づく株式の分割が効力を発生する日である株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律(平成16年法律第88号)の施行日の前日とする。</u> <u>② 前項の効力発生日以降、本附則を削除する。</u>

### 5. その他

端株の買取請求制度は、株券電子化後も単元未満株式の買取請求として継続されます。

以上